

第5回のご意見の整理（看護職員の確保について⑦）

新たな視点による対応が必要な論点

7. 訪問看護における人材確保

ご意見の概要

- ・ 各医療機関で現任教育に非常に熱心に取り組まれていると思うが、定年退職者も含めた離職後、訪問看護の人材に流れていくような、そういう現任教育が必要なのではないか。（再掲）
- ・ 訪問看護師になってから研修を受けるというのは、色々な支援があっても相当難しい中で、病院から定年退職後、在宅に流れる一つの動きとして、病院支援型の退職後に向けた研修のあり方みたいなものがあるのもいいのではないか。（再掲）
- ・ 看護職員の確保が効果的、実効的に進む方策ということでは、訪問看護の総合確保計画を策定し、都道府県における看護職員の確保計画が実効性のあるものになるようにしていくべき。

現状

- 訪問看護師を地域で確保するための施策として、
 - ・ 訪問看護の専門知識や経験を豊富に備え、地域で中心的に訪問看護を担う人材育成の研修を支えることのできる講師人材の育成
 - ・ 地域医療介護総合確保基金を活用した訪問看護を担う人材育成のための研修等への支援
 - ・ 都道府県ナースセンターにおける復職にあたっての訪問看護の職場体験や、初めて訪問看護に就職する者への研修などの取り組みを行っている。

■ 訪問看護人材確保育成事業

○ 地域における訪問看護師育成支援

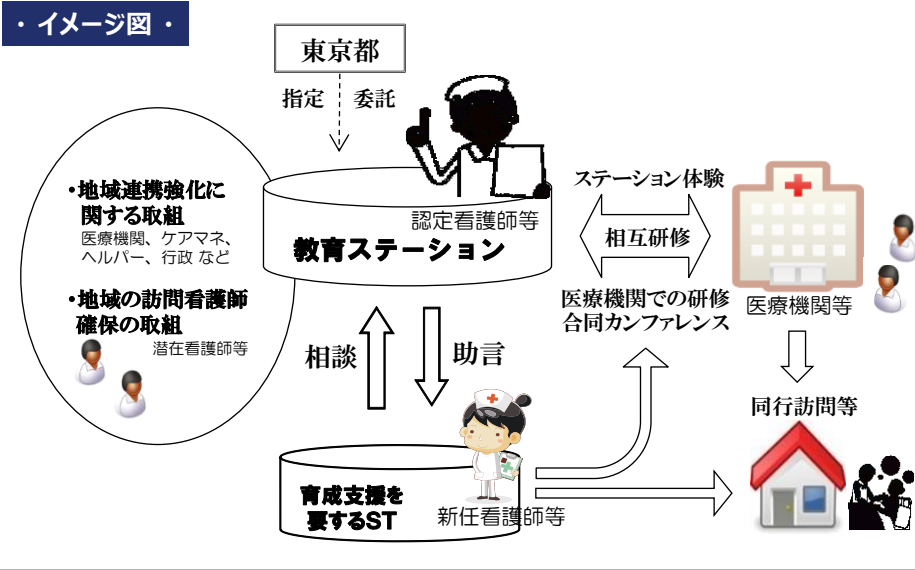
1 地域における教育ステーション事業【48,588千円/13箇所】※内容拡充

都の指定する『教育ステーション』(※)が、地域の育成支援を要する訪問看護ステーションのニーズに応じた指導・助言等を行うことにより、地域の訪問看護人材の育成等を支援

※ 教育ステーション 認定看護師相当の指導者がいる、育成支援をできる訪問看護ステーション

実施内容

- (1) 訪問看護ステーション体験研修の実施(同行訪問、勉強会等)
※平成30年度から短期研修(1~5日)に加え、長期研修も可能に
- (2) 地域の医療機関と連携した、医療機関における研修の実施
- (3) 地域の訪問看護師確保のための取組
- (4) その他、訪問看護師の育成・定着や地域連携の強化に関する取組



○ 訪問看護のPR・人材の確保

2 訪問看護人材確保事業【5,610千円】

講演会やシンポジウム等により、都民や看護師等に訪問看護の実際や重要性、その魅力をPRし、在宅療養を支える訪問看護の理解促進と人材確保を図る。※『訪問看護フェスティバル』の開催

○ 管理者・指導者の育成支援

3 管理者・指導者育成事業【7,689千円】※対象拡大

訪問看護ステーション等の管理者・指導者を対象に研修を実施。人材育成と安定した事業運営を行える管理者・指導者を育成するとともに、管理者同士のネットワーク構築の推進を図る

※平成30年度から看護小規模多機能型居宅介護に係る研修も新たに実施

4 認定訪問看護師資格取得支援事業【5,634千円/4分野】

事業所等に対し、認定看護師(訪問看護、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)の資格取得を支援。在宅療養における専門的な看護の実践による看護職員の資質向上及び労働意欲の向上を図り、定着の促進、都内訪問看護ステーション全体の質の向上を図る。

補助対象経費[補助率:1/2]

・入学金	50千円
・授業料	700千円
・給与費等	2,105千円
・認定審査料	50千円

○ 中・長期対策を含め多角的・総合的に検討

5 訪問看護推進部会【703千円】

東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的に在宅療養の推進を検討

■ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業

6 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業【15,000千円】

一定の条件のもと、常勤の職員が研修受講や産休・育休・介護休業等を取得する際の代替職員の確保に要する経費を助成することで、訪問看護師の勤務環境の向上や定着推進を図る

- ・補助対象経費[補助率10/10]: 代替職員の給与費(上限3,200円/時) 交通費(上限1,000円/日)※研修代替のみ
- ※研修代替...1ステーションあたり年間160時間を上限 産休・育休・介護休業代替...1人あたり年間784時間を上限

■ 訪問看護等事業開始等支援事業

7 訪問看護等事業開始等運営支援事業【2,406千円/60事業所】※対象拡大

(旧事業名:訪問看護ステーション事業開始等支援事業)

経営コンサルタントによる個別相談会の実施により、訪問看護ステーション運営の安定化・効率化や経営基盤の強化を支援

※平成30年度から看護小規模多機能型居宅介護事業所も対象に追加

■ 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業

8 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業【48,450千円/70事業所】

訪問看護ステーションが、看護職員の事務負担軽減のために新たに事務職員を雇用する場合に、雇用に係る経費を助成することで、看護職員が専門業務に注力できる環境の整備を図る

- ・補助対象経費[補助率10/10]: 事務職員の給与費(上限960円/時) 交通費(上限800円/日)

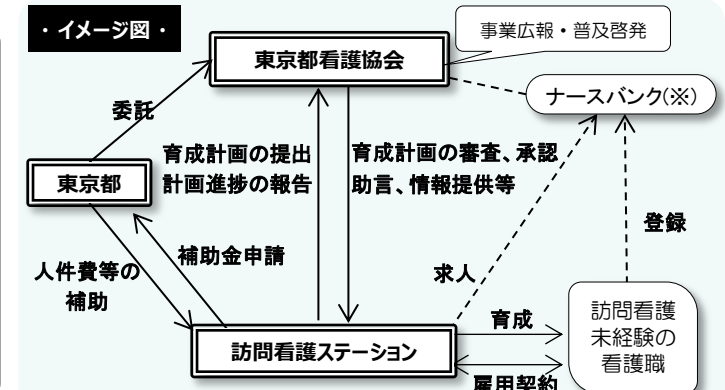
■ 新任訪問看護師就労応援事業

9 新任訪問看護師就労応援事業【52,525千円/160人】

看護職に対し、訪問看護への理解促進を図るとともに、訪問看護未経験の看護職を雇用し、育成を行う訪問看護ステーションに対し、教育体制の強化を図るための支援策を行うことにより、訪問看護未経験の看護職が不安なく訪問看護分野への就労を選択できる環境を整え、もって、就労を促し、質の高い訪問看護師の確保を図る

事業内容

- ①【委託】 新任訪問看護師の育成を担う訪問看護ステーションの公募及び審査の実施
- ②【委託】 看護職に対する本事業の周知及び訪問看護の理解促進に向けた情報発信
- ③【補助】 本事業により訪問看護未経験の看護職を雇用・育成する訪問看護ステーションに対する、人件費等の助成



(※)ナースバンクを介さない採用も可

- ・補助対象経費[補助率:1/2]: 雇用する看護職員の給与費等(上限2,400円/時間) 外部研修受講経費(上限50,000円)
- ・補助対象期間: 雇用開始から2か月間(外部研修受講費は雇用開始から3か月間)